

ランサムウェア攻撃の身代金支払いに関する届出義務

2025年2月吉日

One Asia Lawyers Group
オーストラリア・ニュージーランドチーム

1. はじめに

オーストラリアでは、ランサムウェアとサイバー恐喝による身代金支払いに関する新たな届出義務を導入することを目的とし、2024年11月29日に *Cyber Security Act 2024* (Cth) (以下「本法令」という) が制定されました。当該義務は2025年5月30日に発効される予定です。本稿では、本法令の届出義務について解説します。

2. 適用基準

本法令の届出義務は、オーストラリアで事業を営み、年間売上高が後に細則で規定される売上高基準額を超える事業体に適用されます。細則は現在調整中ですが、公表された草案によると、この基準額が300万豪ドルとされる予定です。また、届出義務は、*Security of Critical Infrastructure Act 2018* (Cth) (以下「SOCI法」という) に定義された重要インフラ資産の責任主体にも適用されます。

3. 義務の概要

届出主体は攻撃者に利益を提供した場合、72時間以内にお Australian Signals Directorate に届出することが求められます。これには、金銭の支払いだけでなく、他の形での利益を提供した場合も含まれます。本法令の重要なポイントとして、外国企業が所有するオーストラリア国内の事業が、インシデントによって直接的または間接的に影響を受けた場合、利益が外国企業により支払われたとしてもこの制度の対象となることが意図されています (利益はオーストラリア企業によって提供されたものである必要はない)。

届出内容の詳細は、現在草案となっている細則に規定されます。細則は今後数ヶ月で最終決定され、2025年5月30日に開始される予定です。

なお重要インフラ資産の所有者および運営者は、本法令に基づく届け出の他に、SOCI法に基づき、一定の期間内にサイバー攻撃について Australia Cyber Security Centre に届出することが義務付けられています。

4. おわりに

オーストラリアで事業を展開する日本企業は、今後細則の発表に注視するとともに、新しいランサムウェア届出義務に対応するため、サイバー攻撃発生時の社内手順の見直しを行うことが推奨されま

す。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

One Asia Lawyers Group is a network of independent law firms created to provide seamless and comprehensive legal advice for Japanese and international clients across Asia. With our member firms in Japan, Southeast Asia, Oceania and other ASEAN countries, One Asia Lawyers Group has a strong team of legal professionals who provide practical and coherent legal services throughout each of these jurisdictions.

For any enquiry regarding this article, please contact us by visiting our website: <https://oneasia.legal>/or email: info@oneasia.legal.

This newsletter is general information for reference purposes only and therefore does not constitute our group member firm's legal advice. Any opinion stated in this newsletter is a personal view of the author(s) and not our group member firm's official statement. Please do not rely on this newsletter but consult a legal adviser or our group firm member for any specific matter or legal issue. We would be delighted to answer your questions, if any.

< 著者 >



[加藤美紀](#)

弁護士法人 One Asia オーストラリア・ニュージーランド事務所

オーストラリア法弁護士。オーストラリア、日本及びシンガポールに駐在しグローバルに事業を展開する日系企業の法務全般を経験。One Asia Lawyers では、主にオーストラリア、ニュージーランド及びシンガポールの企業法務全般について、契約書作成・審査、法令リサーチ、法務監査・契約交渉のサポート等の業務を行う。

本記事に関するご照会は右記までお願い致します。 miki.kato@oneasia.legal